令和６年３月

太田市外三町広域清掃組合議会定例会

会　議　録

太田市外三町広域清掃組合

令和６年３月太田市外三町広域清掃組合議会定例会会議録

令和　６年　３月２６日（火曜日）

１　出席議員

１番	前田純也議員	２番	神谷大輔議員
３番	木村浩明議員	４番	長　正祐議員
５番	松浦武志議員	６番	矢部伸幸議員
７番	瀬山　登議員	８番	黒田重利議員
９番	都丸裕史議員	１０番	田邉信雄議員
１１番	渡邉　明議員		

２　説明のために出席した者

管理者	清水聖義	副管理者	村山俊明
副管理者	橋本光規	副管理者	高橋純一
会計管理者	青木繁幸		
局長	白石昌巳	副局長	大木和伸

３　事務局出席者

議会事務局長	関根　進		
参事	毛呂達也	課長補佐	麦倉仁志
課長補佐	岡島敬一	係長	岡部智康
係長代理	堀木清重	主任	武内一也
主任	宇田川翔太		

議　　事　　日　　程（第１号）

令和　６年　３月２６日　　午後３時１５分　　開議
太田市外三町広域清掃組合議会議長　矢部　伸幸

会議に付した事件及び順序

第　１　会期の決定

第　２　会議録署名議員の指名

第　３　議案第　　１号　群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議についての専決処分について

第　４　議案第　　２号　令和５年度太田市外三町広域清掃組合一般会計補正予算（第２号）について

第　５　議案第　　３号　令和６年度太田市外三町広域清掃組合一般会計予算について

◎開　　会

午後３時１５分開会

○議長（矢部伸幸）　これより、令和６年３月太田市外三町広域清掃組合議会定例会を開会致します。

◎開　　議

○議長（矢部伸幸）　これより本日の会議を開きます。

◎日程の報告

○議長（矢部伸幸）　本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布申し上げたとおりであります。その順序により会議を進めたいと思いますのでご了承願います。

◎会　期　の　決　定

○議長（矢部伸幸）　日程第１、会期の決定を議題と致します。

○議長（矢部伸幸）　お諮り致します。今、定例会の会期は、本日１日と致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」）の声）

○議長（矢部伸幸）　ご異議なしと認めます。

よって会期は本日１日と決定致しました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（矢部伸幸）　次に、日程第２、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、組合議会会議規則第６１条の規定により、議長において４番、長正祐議員、５番、松浦武志議員を指名致します。

◎議　案　上　程

「議案第１号　群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議につ

いての専決処分について」

○議長（矢部伸幸）　次に日程第３、議案第１号を議題と致します。

◎提案理由の説明

○議長（矢部伸幸）　朗読を省略し、ただちに理事者から提案理由の説明を求めます。

（白石局長挙手）

○議長（矢部伸幸）　白石局長。

○組合局長（白石昌巳）　議案第１号　群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議についての専決処分について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の１ページをご覧ください。

本案は、令和６年４月１日から、群馬県市町村公平委員会を共同設置する団体に富岡市及び榛東村が加入するため及び負担金の算出方法の改正、つまり負担金の算定基礎となる対象職員数の明確化及び団体割負担金の新設を行うため、期日までに議会の議決を求めるものでございます。

なお、附則と致しまして、この規約は令和６年４月１日から施行するものでございます。

通常であれば、本日の組合議会にて議決後に議決書の謄本を提出するわけでございますが､議決期限が３月２１日であったため専決処分したものでございます。

また、参考に群馬県市町村公平委員会共同設置規約新旧対照表を添付致しましたので、ご確認ください。

以上で議案第１号につきまして提案理由のご説明を申し上げましたが、宜しくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（矢部伸幸）　これより質疑に入ります。

只今の説明に対し、ご質疑ありせんか。

（「なし」）の声）

○議長（矢部伸幸）　別に、質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

◎討　論（終局）

○議長（矢部伸幸）　これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（矢部伸幸）　別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

◎採　　決

○議長（矢部伸幸）　これより採決致します。

本案を原案のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。

（挙　手　全　員）

○議長（矢部伸幸）　挙手全員。よって本案は原案のとおり承認されました。

◎議　案　上　程

「議案第２号　令和５年度太田市外三町広域清掃組合一般会計補正予算（第２号）について」

○議長（矢部伸幸）　次に日程第４、議案第２号を議題と致します。

◎提案理由の説明

○議長（矢部伸幸）　朗読を省略し、ただちに理事者から提案理由の説明を求めます。

（白石局長挙手）

○議長（矢部伸幸）　白石局長。

○組合局長（白石昌巳）　議案第２号　令和５年度太田市外三町広域清掃組合一般会計補正予算（第２号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

別冊の令和５年度太田市外三町広域清掃組合一般会計補正予算書及び補正予算に関する説明書（３月補正）の１ページをご覧ください。本ページにおきましては、令和５年度太田市外三町広域清掃組合一般会計予算の歳入歳出補正及び継続費補正について定めたものでありまして、第１条において歳入歳出それぞれに３４万円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ３４億３千４５４万円とするも

のでございます。第２条の継続費の補正につきましては、別表に内容が記載してありますので４ページをお開きください。第２表では、（仮称）太田市外三町広域斎場整備事業の年割額を変更し、補正前の総額４３億１千５８５万円から総額を５８億９千４２５万円にするものでございます。

戻りまして２ページ及び３ページについては、第１表歳入歳出予算補正の款項の区分ごとの金額になります。４ページにつきましては、先ほどご説明致しました第２表継続費の補正を定めたもので、５ページからは歳入歳出補正予算の事項別明細書総括になります。５ページには歳入を、６ページには歳出をそれぞれ款別に示しましたので、款全体はこちらでご確認下さい。また、７ページには、補正額の財源内訳が示してございます。続きまして、歳入歳出予算を事項別明細書によりご説明申し上げます。始めに、歳入についてですが、８ページ及び９ページをご覧ください。４款１項１目繰入金につきましては、１千万円を減額するものでございます。６款諸収入を１千３４万円増額するものでございます。次に、１０ページ及び１１ページをご覧下さい。歳出でございますが、２款１項１目一般管理費につきましては、４節共済費における一般職及び会計年度任用職員の共済費として３４万円を増額するものでございます。１２ページから１３ページは給与費明細書、１４ページ及び１５ページは継続費に関する調書でございます。

以上、議案第２号につきまして提案理由のご説明を申し上げましたが、宜しくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（矢部伸幸）　これより質疑に入ります。

只今の説明に対し、ご質疑ありませんか。

（「なし」）の声）

○議長（矢部伸幸）　別に、質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

◎討　論（終局）

○議長（矢部伸幸）　これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（矢部伸幸）　別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

◎採　　決

○議長（矢部伸幸）　これより採決致します。

本案を原案のとおり、可決することに賛成の方は、挙手願います。

（挙　手　全　員）

○議長（矢部伸幸）　挙手全員。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議　案　上　程

「議案第３号　令和６年度太田市外三町広域清掃組合一般会計予算について」

○議長（矢部伸幸）　次に日程第５、議案第３号を議題と致します。

◎提案理由の説明

○議長（矢部伸幸）　朗読を省略し、ただちに理事者から提案理由の説明を求めます。

（白石局長挙手）

○議長（矢部伸幸）　白石局長。

○組合局長（白石昌巳）　議案第３号　令和６年度太田市外三町広域清掃組合一般会計予算につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

別冊令和６年度太田市外三町広域清掃組合一般会計予算書及び予算に関する説明書の１ページをご覧ください。

本ページにおきましては、令和６年度太田市外三町広域清掃組合の歳入歳出予算をはじめ、地方債、一時借入金及び歳出予算の流用について定めたもので、第１条におきまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ５７億２千９０２万１千円とするものでございます。

また、第２条の地方債につきましては、地方債の目的、限度額、方法、利率及び償還の方法について定め、第３条では、一時借入金の最高額を、２０億円と定め、第４条は歳出予算の流用について定めるものでございます。次に、２ページには歳入の総括を、３ページには歳出の総括をそれぞれ款項別に記載致してございます。次に、４ページの第２表につきましては、地方債の限度額を２４億１千１３０万円とするものでございます。

５ページから６ページには歳入歳出予算事項別明細書の総括と致しまして、歳入歳出予算を款別に前年度予算額と比較した金額を示しました。ともに前年度予

算額３４億２千４４９万４千円に対し、２３億４５２万７千円の増額となっております。増額となった主な要因につきましては、広域斎場整備事業費でございます。また、７ページには、予算額の財源内訳を示しましたのでご確認ください。

続きまして、歳入歳出予算を事項別明細書によりご説明申し上げます。

８ページ、９ページをご覧ください。始めに歳入でございますが、１款１項１目市町村負担金合計２０億１千２４０万１千円は、各構成市町の負担金でありまして、前年度予算額に対しまして、１億５千１４２万６千円の減額となっております。内訳と致しましては、太田市１３億９千４６８万８千円、千代田町１億１千５７７万８千円、大泉町３億５４７万４千円、邑楽町１億９千６４６万１千円を計上するものでございます。

次に、２款１項１目リサイクルプラザ使用料につきましては、太田市清掃事業課が２階の多目的ホールを事務室として使用しており、年間の使用料として３４０万６千円を計上したものでございます。

次に、２款２項１目衛生手数料４億５千１３０万４千円につきましては、リサイクルプラザに搬入される不燃ごみ、粗大ごみ等の廃棄物処理手数料及びクリーンプラザに搬入される可燃ごみの廃棄物処理手数料を計上したものでございます。

次に、３款１項１目衛生費国庫補助金につきましては、災害等廃棄物が発生した場合に対応するため、存目計上したものでございます。

次に、４款１項１目繰入金１千万円につきましては、財政調整基金から繰入金として計上したものでございます。

続きまして、１０ページ及び１１ページをご覧ください。

５款１項１目繰越金１千万円につきましては、前年度繰越金を計上したものでございます。

６款１項１目雑入合計額８億３千６０万９千円につきましては、１節は鉄やアルミ等の資源化物売払収入として、１億５千４５１万４千円を計上しました。

また、２節の電力売払収入につきましては、クリーンプラザの廃棄物焼却発電による電力エネルギーの売却料、６億７千６０５万円を見込んでおります。なお、この電力の一部を地産地消として区域内の学校や一部の公共施設が使用しております。

３節雑入につきましては、４万５千円を計上したものでございます。

７款１項１目事業債につきましては、冒頭の第２表地方債でご説明申し上げました金額２４億１千１３０万円を計上致しました。

続きまして、歳出予算についてご説明申し上げます。１２ページ及び１３ページをご覧ください。

１款１項１目議会費合計額２５万６千円につきましては、組合議会運営に係る事務的経費について、前年度同額を計上したものでございます。

また、２款１項１目一般管理費合計額１億１千４３９万円につきましては、事務局運営費として委員報酬、職員等の人件費や共済組合負担金等を、１４ページから１５ページには、施設管理運営費として、需用費、役務費、各種業務委託料、備品購入費等を計上したものでございます。

次に、３款１項１目斎場管理費合計額２７億３千７０９万５千円につきましては、広域斎場整備に係る経費でありまして、工事監理業務委託料及び斎場整備工事費でございます。１６ページから１７ページをご覧ください。２項１目清掃事業費合計額２０億２千５７５万３千円につきましては、リサイクルプラザ及びクリーンプラザの運営に係る経費でありまして、作業用車両の点検整備費等の需用費、両施設の運転管理業務や焼却灰等の処分に係る委託料等、ごみ処理に係る経費を計上したものでございます。

４款１項１目元金８億１千７６９万２千円につきましては、クリーンプラザに係る起債償還元金を計上するものでございます。

また、２目利子につきましては、起債に係る利子として３千２８３万５千円を計上するものでございます。

次に、５款１項１目予備費として前年度同様の１００万円を計上致しました。

なお、１８ページから２５ページには給与費明細書、２６ページから２７ページには継続費についての調書を、２８ページには債務負担に関する調書及び地方債に関する調書をそれぞれ添付致しましたのでご確認ください。

以上、議案第３号について、提案理由のご説明を申し上げましたが、宜しくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（矢部伸幸）　これより質疑に入ります。

只今の説明に対し、ご質疑ありませんか。

（「なし」）の声）

○議長（矢部伸幸）　別に、ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

◎討　論（終局）

○議長（矢部伸幸）　これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（矢部伸幸）　別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

◎採　　決

○議長（矢部伸幸）　これより採決致します。

本案を原案のとおり、可決することに賛成の方は、挙手願います。

（挙　手　全　員）

○議長（矢部伸幸）　挙手全員。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎閉　　会

○議長（矢部伸幸）　以上をもちまして、今、定例会の議事全てを終了致しましたので、これをもって閉会と致します。大変ありがとうございました。

午後３時３０分閉会

地方自治法第１２３条第２項及び太田市外三町広域清掃組合議会会議規則第６１条の規定により、ここに署名する。

太田市外三町広域清掃組合議会議長

矢　部　伸　幸

太田市外三町広域清掃組合議会議員

長　　正　祐

太田市外三町広域清掃組合議会議員

松　浦　武　志